○経済産業省令第三十一号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　中小企業庁長官官房（第三百四十七条）
第一款　長官官房（第三百四十七条）
第二款　事業環境部（第三百四十八条―第三百四十九条）
第三款　経営支援部（第三百四十九条の二）」を「第三節　中小企業庁長官官房（第三百四十七条―第三百四十八条の二）
第一款　長官官房（第三百四十七条）
第二款　事業環境部（第三百四十八条―第三百四十九条）
第三款　経営支援部（第三百四十九条の二）
第四款　中小企業庁顧問（第三百四十九条の三）」に改める。

第三百五条中「六課」を「七課」に、「国際課」を「国際政策課国際協力課」に改める。

第三百七条第七号中「国際課」を「国際協力課」に改め、第十三号を第十五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八　工業所有権に関する分類に関すること。

九　工業所有権に関する民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること（企画調査課の所掌に属するものを除く。）。

第三百九条を削る。

第三百十条第二号中「国際課」を「国際政策課及び国際協力課」に改め、同条を第三百九条とする。

第三百十一条第三号及び四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条を第三百十条とする。

第三百十二条（見出しを含む。）中「国際課」を「国際政策課」に改め、第一号を削り、第二号中「調査に関すること」の下に「（国際協力課の所掌に属するものを除く。次号及び第三号において同じ。）」を加え、同号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる事務のほか、工業所有権に関する多数国間の国際機関及び国際会議に関すること。

第三百十二条第五号及び第六号を削り、同条を第三百十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国際協力課の所掌事務）

第三百十二条　国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　工業所有権に関する指導に関する事務のうち外国人に係るものに関すること。

二　工業所有権に関する外国の制度の調査（開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に係るものに限る。）に関すること。

三　特許庁の所掌事務に係る開発途上地域に対する国際協力に関すること。

四　工業所有権に関する開発途上地域との連絡に関すること。

五　外国に対する工業所有権に関する出願及び日本国民の所有に係る外国工業所有権に関すること。

六　工業所有権に関する情報の提供、相談その他の渉外事務で外国人に係るものに関すること。

七　特許及び実用新案に係る国際出願（実用新案技術評価書に関する書類及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により出願書類又は実用新案技術評価とみなされるものを含む。以下単に「国際出願」という。）並びに商標に係る国際登録出願（以下単に「国際登録出願」という。）の手続に係る国際的な調整に関する企画及び立案並びにその実施のための連絡調整に関すること（総務課及び国際政策課の所掌に属するものを除く。）。

八　第三号に掲げる事務のほか、特許庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち商標及び意匠に関すること。

第三百十三条中「五課及び審査長七人」を「三課及び審査長四人」に、「方式審査課
出願支援課
国際出願課　を　審査業務課
出願課
商標課　」
意匠課
に改める。

第三百十四条（見出しを含む）中「方式審査課」を「審査業務課」に改め、第一号中「（平成二年法律第三十号）」を削り、「国際出願課」を「出願課」に改め、第二号中「国際出願課」を「出願課」に改め、第六号を削り、第五号中「前四号」を「前五号」に、「出願に関すること」を「出願及び登録に関すること」に、「出願支援課及び国際出願課」を「出願課」に改め、同号を第六号とし、第四号中「出願に関する調整」を「出願及び登録に関する事務の連絡調整」に改め、同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　工業所有権の登録に関すること（出願課の所掌に属するものを除く。）。

第三百十五条（見出しを含む）中「出願支援課」を「出願課」に改め、第五号を削り、第一号中「（国際出願課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を第二号とし、第二号から第四号までを一号づつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一　国際出願（国際出願（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）及び実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の規定により特許出願及び実用新案登録出願とみなされる国際出願を除く。）及び国際登録出願に関する出願書類の方式審査に関すること。

第三百十五条第七号中「出願」を「出願及び登録」に改め、「情報提供に関すること」の下に「（特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権の登録に関する情報提供を除く。）」を加える。

第三百十六条を削り、第三百十七条を第三百十六条とする。

第三百十八条及び第三百十九条を削り、第三百十六条の次に次の二条を加える。

（審査長の職務）

第三百十七条　審査長は、命を受けて、商標の審査に関する事務を分掌する。

（審査第一部に置く課等）

第三百十八条　審査第一部に、次の二課及び審査長八人を置く。

調整課
意匠課

第三百二十条の見出しを「（調整課の所掌事務）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条を第三百十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（意匠課の所掌事務）

第三百二十条　意匠課は、意匠の審査に関する事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

（審査長の職務）

第三百二十条の二　審査長のうち五人は、命を受けて、審査第一部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を、他の三人は、命を受けて、意匠の審査に関する事務を分掌する。

第三百二十一条中「特許審査第二部」を「審査第二部」に改める。

第三百二十二条中「特許審査第三部」を「審査第三部」に改める。

第三百二十三条中「特許審査第四部」を「審査第四部」に改める。